

2016年（平成28年）4月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

戸籍に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2016年（平成28年）3月28日付けで諮問（第793号）された戸籍に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

東京弁護士会会長より、弁護士法第23条の2及び第30条の21に基づき、市民窓口センターで保有する戸籍証明書等の請求書の照会がなされた。

弁護士法第23条の2及び第30条の21の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、弁護士に戸籍証明書等の請求書の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 戸籍証明書等の請求書の情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

戸籍証明書等の請求書の有無

請求期間（平成26年11月10日から平成28年2月29日まで）

被相続人の本籍地、氏名、生年月日

イ 目的外に提供する相手方

東京弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2及び第30条の21

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2及び第30条の21に基づくものである。

弁護士法第23条の2及び第30条の21は「受任している事件については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した東京弁護士会によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、事件について適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について東京弁護士会に問い合わせたところ、「照会内容の詳細については回答できないが、同弁護士会所属の弁護士により相続財産の調査を行っているところであるが、被相続人の遺産が生前の生活状況から極めて少なく、名義変更や解約などの隠蔽がなされている可能性がある。その手続きを行うにあたり、被相続人の戸籍証明書を取得する必要があることから、誰が取得したかを調査し、相続財産の範囲確定をしていきたい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、戸籍証明書の交付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、弁護士法人における調査のために行うものであるが、本事件の申立人が被相続人Bの妻Aであり、その他相続人とされるC、Dを含める3名に本人通知をした場合、当該調査の遂行に支障が生じないことを調査機関に確認したため、本人通知を行うこととする。

(4) 提出書類

- ア 弁護士法第23条の2及び第30条の21に基づく照会
- イ 戸籍証明書等の請求書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した東京弁護士会によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「照会内容の詳細については回答できないが、同弁護士会所属の弁護士により相続財産の調査を行っているところであるが、

被相続人の遺産が生前の生活状況から極めて少なく、名義変更や解約などの隠蔽がなされている可能性がある。その手続きを行うにあたり、被相続人の戸籍証明書を取得する必要があることから、誰が取得したかを調査し、相続財産の範囲確定をしていきたい。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、戸籍証明書の交付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上